

令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託について、価格のみの競争では業務の目的を達成できないため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、その内容を審査及び評価し、最も適した者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方として選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

庄内海岸の清掃活動等を通し、県内外の大学生が海岸漂着物問題に関する普及活動に取り組むとともに、海岸漂着物の実態について理解を深めることにより、今後の海岸漂着物対策に係る活動を主導するリーダーの育成を目的とする。

3 業務の概要

- (1) 業務の名称
令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託
- (2) 業務内容
「令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約の日から令和5年10月31日まで
- (4) 委託費の上限額
5,711千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

人件費、旅費・交通費、消耗品費、印刷製本費、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料

5 参加資格

以下の（1）から（6）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- (2) 法人格を有し、山形県内に活動拠点（本店、支店、又は営業所等）を有していること。なお、次に掲げる要件を全て満たすときには、「協議会」など共同体を認めるものとする。
 - ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
 - ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

こと。

- (4) 山形県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「以下暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するものに該当しないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

6 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和5年4月11日（火）
募集要項に関する質問受付期限	令和5年4月24日（月）午後5時
企画提案提出期限	令和5年4月25日（火）午後5時
審査会開催・委託候補者決定	令和5年5月9日（火）予定
審査結果通知	審査会終了後
契約締結	令和5年5月下旬

7 応募手続き

前記3の事業の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年4月25日（火）午後5時
- (2) 提出先
〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課廃棄物・海岸漂着物担当
- (3) 提出方法
郵送又は持参による。
持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。
- (4) 必要書類及び部数
 - ① 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部
 - ② 企画提案書：7部
企画提案書の様式は任意とするが、「8 企画提案内容」に沿って全て記載すること。
 - ③ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）：1部

- ④ 参考見積書（任意様式）：7部
費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。
 - ⑤ 令和3年度の事業報告書及び収支決算書：1部
 - ⑥ 定款又はこれに代わるものの写し：1部
 - ⑦ 法人の登記事項証明書（提出日において3カ月以内に発行されたもの）：原本1部
 - ⑧ 役員名簿：1部
 - ⑨ 納税証明書（未納がないことの証明）：原本1部
 - ⑩ その他、審査上県が必要と判断した補足書類
- (5) 留意事項
- ① 企画提案は、1事業者1案とする。
 - ② 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし県が補正を求めた場合は、この限りでない。
 - ③ 提出された書類は返却しない。
 - ④ 審査は提出された企画提案書により行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。
 - ⑤ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - ア 審査の時点で、前記5の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ウ 参考見積額が、前記3の委託費の上限額を上回っているとき。
 - エ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - カ その他不正な行為があったとき。
 - ⑥ 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
 - ⑦ 提出された書類は、必要に応じ庄内総合支庁及び審査会での使用に限り複写する。
 - ⑧ 提出された書類は、山形県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
 - ⑨ 契約者以外の企画提案の内容は提案者の承認なしに利用しない。

8 企画提案内容

令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託仕様書をもとに、次の企画内容を提案すること。

- (1) 実施方針について
本事業が果たすべき役割について、本県の海岸漂着物問題の実態を踏まえ、うえで、基本的な考え方を述べること。
- (2) 実施内容・方法について
 - ① 参加者の募集時期、方法について効率的に、又、広く事業をPRする方策について

- て提案すること。
- ② 効果的に事業を実施する為に、大学の年間スケジュール等を踏まえたうえで実施時期を提案すること。
 - ③ 本県の海岸における海岸漂着物の状況等を踏まえたうえで、実施海岸について提案すること。
 - ④ 海岸クリーンアップの実施における基本的スケジュールを提案すること。
 - ⑤ 荒天時におけるプログラムを提案すること。
 - ⑥ 研修・座学講座において想定する専門講師を提案すること。
- (3) 本事業の運営体制について
- ① 本事業に配置する従事者数を示すこと。
 - ② 従事者について経験年数を示すこと。従事者を新たに確保する場合には、その方策を具体的に示すこと。
 - ③ 正規職員（期間の定めがなくフルタイムで直接雇用されている）が配置されているか示すこと。
 - ④ 確実に業務を遂行するにあたり、役員等の体制が整っており、責任の所在が明確であるか、法人の財務状況が健全であるか示すこと。
- (4) その他
- ① 組織内の危機管理体制について、緊急時の場合の対応方法を示すこと。
 - ② 過去3年間に同様事業における実績があればその概要を示すこと。

9 提案に当たっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

- (1) 受付期間
令和5年4月24日（月）午後5時まで
- (2) 質問方法
質問書（様式第3号）により行うものとする。
- (3) 質問書の提出
電子メールにより行うものとし、件名を「令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務への問い合わせ」として、「12 問合せ先」宛てに送信すること。
- (4) 回答方法
質問への回答は、県ホームページにおいて行う。
ただし、各提案者の独自企画に関わることについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

10 選考方法及び審査項目

- (1) 選考方法
 - ① 審査会を開催し、提出された企画提案書について、下記（2）の審査項目に基づき審査を行い、審査員の採点で全ての審査項目が最高点とした場合の合計点数（以下「最高合計点数」という。）の6割以上の者が1者の場合はその者を、2者

以上の場合、最も高い点数の企画提案を行った者を第一順位の委託候補者として決定する。

なお、最高合計点数の6割以上の者がいない場合は、委託候補者の決定を行わない。

- ② 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

- ③ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに郵送により書面で通知する。

(2) 審査項目

審査項目及び評価の視点は、次のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
① 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の目的を踏まえているか。 ・本県の海岸漂着物の実態を的確に把握しているか。 	10点
② 実施内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の募集時期、募集方法は適切か。 ・海岸クリーンアップの実施時期、場所は適切か。 ・海岸クリーンアップにおける基本スケジュールは適切か。 ・荒天時におけるプログラムは適切か。 ・研修・座学講座における専門講師は適切か。 	25点
③ 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者数は適切か。 ・従事者の配置は確実か。また経験等を十分に有しているか。 ・従事者には正規職員が配置されているか。 ・確実な業務の遂行が見込まれるか。 	20点
④ 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の積算は適切か。事業の効率的な運営が図られているか。 	5点
⑤ その他 危機管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内の危機管理体制は適切か。 ・過去3年間に同様事業における実績があるか。 	10点
計		70点

11 委託事業者との契約等に関する事項

プロポーザルは、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、最良の提案をした者と県が協議し、業務に係る仕様を確定させたいうで、下記により契約手続きを行う。

(1) 契約方法

山形県財務規則（昭和 39 年山形県規則第 9 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

(2) 委託費の支払条件

支払方法は県と委託候補者と協議の上、契約書で定める。なお、参加者数等に
応じて実費精算し、契約額を変更する場合がある。

(3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、山形県財務規則第 135 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付免除することがある。

(4) その他

第一順位の委託候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

12 問合せ先

山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 廃棄物・海岸漂着物担当

住所：〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

電話：0235-66-4914

E-mail：yshonaikankyo@pref.yamagata.jp